

検定等の手数料一覧
(2026年4月1日より適用)

※緑色が変更箇所

公益社団法人 産業安全技術協会

2026年4月1日 試験認証部

【個別検定の手数料】

ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のもの

機械等登録個別検定機関業務規程 第4条関係

検定手数料（1件当たりの手数料） 注1

区分	金額(税抜)	消費税(10%)	金額(税込)
I. 新規検定			
1 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のもの			
(1) ロールが2組以下のもの	168,700	16,870	185,570
(2) ロールが3組以上のもの	205,000	20,500	225,500
II. 明細書の再交付	29,700	2,970	32,670
III. 明細書の記載事項変更			
(1) 同一法人により同時に3件以下の申請がなされた場合の検定手数料	49,500	4,950	54,450
(2) 同一法人により同時に4件以上の申請がなされた場合の検定手数料	1件あたりの手数料を表2に示す割合で減額した金額とする。		手数料に応じて消費税額を算出 表2 参照

表1

【型式検定の手数料】

機械等登録型式検定機関業務規程 第4条関係

検定手数料（1件当たりの手数料） 注1

区分	金額(税抜)	消費税(10%)	金額(税込)
I. 新規検定（構造の適合性審査） 注2			
1 プレス機械又はシャーの安全装置			
(1) 兩手操作式、手払い式、手引き式又はガード式	195,700	19,570	215,270
(2) (1)以外又は(1)の中で制御機能を有するもの	295,000	29,500	324,500
2 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置			
(1) ロールが2組以下のもの	168,700	16,870	185,570
(2) ロールが3組以上のもの	205,000	20,500	225,500
3 防爆構造電気機械器具			
(1) 電動機に分類されるもので枠番100未満のもの	196,000	19,600	215,600
(2) 電動機に分類されるもので枠番100以上のもの	293,700	29,370	323,070
(3) 電動機に分類されない機器	293,700	29,370	323,070
4 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置	123,600	12,360	135,960
5 交流アーク溶接機用自動電擊防止装置			
(1) 協会で試験を行う場合	778,100	77,810	855,910
(2) (1)以外	454,700	45,470	500,170
6 絶縁用保護具			
(1) 帽子	93,500	9,350	102,850
(2) (1)以外のもの	138,200	13,820	152,020
7 絶縁用防具	138,200	13,820	152,020
8 保護帽			
(1) 飛来・落下物用のもの	130,000	13,000	143,000

(2) 飛来・落下物用保護帽で、同時に墜落時保護用としての申請がなされるもの	91,000	9,100	100,100
(3) 墜落時保護用のもの	130,000	13,000	143,000
(4) 墜落時保護用保護帽で、同時に飛来・落下物用としての申請がなされるもの	91,000	9,100	100,100
9 動力により駆動されるプレス機械			
(1) 両手操作式単独のもの	336,100	33,610	369,710
(2) (1)以外のもの	454,700	45,470	500,170
10 呼吸用保護具			
10.1 防じんマスク			
(1) 取替え式（吸気補助具付き）	500,000	50,000	550,000
(2) 取替え式（吸気補助具付き以外）	500,000	50,000	550,000
(3) 使い捨て式	500,000	50,000	550,000
10.2 防毒マスク 注3			
(1) 防じん機能のない吸収缶のみ	1,100,000	110,000	1,210,000
(2) 防じん機能付きの吸収缶のみ	1,200,000	120,000	1,320,000
(3) 防じん機能のない防毒マスク	1,150,000	115,000	1,265,000
(4) 防じん機能付きの防毒マスク	1,250,000	125,000	1,375,000
10.3 電動ファン付き呼吸用保護具 注3			
(1) 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（面体形）	661,200	66,120	727,320
(2) 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ルーズフィット形）	641,300	64,130	705,430
(3) 防じん機能を有さない吸収缶のみ	1,760,000	176,000	1,936,000
(4) 防じん機能を有する吸収缶のみ	1,809,500	180,950	1,990,450
(5) 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（面体形、防じん機能を有さないもの）	1,844,700	184,470	2,029,170
(6) 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（面体形、防じん機能を有するもの）	1,894,200	189,420	2,083,620
(7) 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ルーズフィット形、防じん機能を有さないもの）	1,823,800	182,380	2,006,180
(8) 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ルーズフィット形、防じん機能を有するもの）	1,873,300	187,330	2,060,630
II. 新規検定（製造検査設備等の審査）注4			
(1) 所在地審査(一日あたり)	163,000	16,300	179,300
III. 新規検定手数料（構造の適合性審査）の例外			
(1) 企業分割等、更新忘れ又は両者の複合的適用による新規申請において、既に型式検定合格証が交付されている型式の機械等と同一の部分を有する機械等であって、当該部分についての検査等データの有効性が確認された場合で、サンプルによる試験又は試験の一部を省略することができる場合の検定手数料	100,000	10,000	110,000
(2) 防爆構造電気機械器具の申請書にIEC防爆機器規格適合性認証制度（IECExシステム）の下に運営される検査機関の検査等データが添付されてきた場合であって、当該検査等データが適正であると確認されたときで、当該検査データを活用して検査を実施することができる場合（IECExシステムの認証品）に該当するもので、当協会がIECExシステムの認証を行ったもの	71,200	7,120	78,320
(3) 上記(1)及び(2)において、同一法人により同時に4件以上の申請がなされた場合の検定手数料	1件あたりの手数料を表2に示す割合で減額し、十円の位を四捨五入した金額とする。		手数料に応じて消費税額を算出 表2 参照
(4) 是正処置 注5	i + (ii × 工数) ①	手数料に応じて消費税額を算出②	①+②
(i) 基本手数料	45,000	4,500	49,500
(ii) 試験手数料(1工数あたり) 注6	12,100	1,210	13,310

(5) 防爆構造電気機械器具について、上記(1)から(4)以外で、同一法人により同時に100件以上の申請がなされ、かつ、申請書に協会が実施した検査等データ（協会以外の場所で実施したものも含む）が添付された場合であって、当該検査等データが適正であり、それらを活用して検査を実施することができる場合の検定手数料。	1件あたりの手数料を40%減額し、十の位を四捨五入した金額とする。①	手数料に応じて消費税額を算出②	①+②
IV. 更新検定（新規検定申請時の件数ごと）			
(1) 修正及び追加書面がない場合	26,000	2,600	28,600
(2) 修正及び追加書面がある場合	$i + (ii \times \text{変更枚数}) \text{ ①}$	手数料に応じて消費税額を算出②	①+②
(i) 基本手数料	30,000	3,000	33,000
(ii) 変更審査料（変更1ページあたり） ただし、製造検査設備等の概要書の届出日が記載された書面を除く	8,800	880	9,680
V. 検定合格証の再交付	29,700	2,970	32,670
VI. 検定合格証の記載事項変更（新規検定申請時の件数ごと）			
(1) 同一法人により同時に3件以下の申請がなされた場合の検定手数料	49,500	4,950	54,450
(2) 同一法人により同時に4件以上の申請がなされた場合の検定手数料	1件あたりの手数料を表2に示す割合で減額した金額とする。	手数料に応じて消費税額を算出	表2参照
VII. 製造検査設備等の審査（届出）注7（準備中）			
呼吸用保護具（準備中）			

- 注1 検定手数料には、信書便を国内に通常配達する場合に限り、検定合格証等を申請者へ送付する料金を含む。検定合格証等を、他の送付方法又は国外へ送付する場合の送料は、申請者負担とする。
- 注2 「構造の適合性審査」とは機械等検定規則第8条第1項第1号を確認する審査を示す。
- 注3 「除毒能力試験に使用する試験ガスの購入費用は、検定手数料には含まれないものとし、検定申請者は、当該試験ガスを提出するか、またはその費用を検定手数料のほかに支払うものとする。
- 注4 「製造検査設備等の審査」とは機械等検定規則第8条第1項第2号及び同条第2項を確認する審査を示す。
- 注5 「是正処置」とは、新規検定の構造の適合性審査において、検定の基準に適合しないか、又は適合すると判断できない場合において、申請者が申請書類又は（及び）サンプルの改善を行うことをいう。申請書類の誤記などの軽微な誤りの訂正は、手数料の加算対象となる是正処置としない。
- 注6 是正処置により再度試験が必要な場合、試験ごとの手数料の合計に基本手数料を加算した金額とする。工数を表3に示す。

表2

同一法人により同時に申請された件数	減額する割合	III. (1)関係			III. (2)関係			個別検定III. (2)、型式検定VI. (2)関係		
		金額（税抜）	消費税(10%)	金額（税込）	金額（税抜）	消費税(10%)	金額（税込）	金額（税抜）	消費税(10%)	金額（税込）
1	0%	100,000	10,000	110,000	71,200	7,120	78,320	49,500	4,950	54,450
2	0%	100,000	10,000	110,000	71,200	7,120	78,320	49,500	4,950	54,450
3	0%	100,000	10,000	110,000	71,200	7,120	78,320	49,500	4,950	54,450
4	15%	85,000	8,500	93,500	60,500	6,050	66,550	42,100	4,210	46,310
5	15%	85,000	8,500	93,500	60,500	6,050	66,550	42,100	4,210	46,310
6	20%	80,000	8,000	88,000	57,000	5,700	62,700	39,600	3,960	43,560
7	20%	80,000	8,000	88,000	57,000	5,700	62,700	39,600	3,960	43,560
8	30%	70,000	7,000	77,000	49,800	4,980	54,780	34,700	3,470	38,170
9	30%	70,000	7,000	77,000	49,800	4,980	54,780	34,700	3,470	38,170
10以上19以下	35%	65,000	6,500	71,500	46,300	4,630	50,930	32,200	3,220	35,420
20以上29以下	50%	50,000	5,000	55,000	35,600	3,560	39,160	24,800	2,480	27,280
30以上39以下	55%	45,000	4,500	49,500	32,000	3,200	35,200	22,300	2,230	24,530
40以上49以下	57%	43,000	4,300	47,300	30,600	3,060	33,660	21,300	2,130	23,430
50以上79以下	60%	40,000	4,000	44,000	28,500	2,850	31,350	19,800	1,980	21,780
80以上99以下	65%	35,000	3,500	38,500	24,900	2,490	27,390	17,300	1,730	19,030
100以上149以下	70%	30,000	3,000	33,000	21,400	2,140	23,540	14,900	1,490	16,390
150以上199以下	73%	27,000	2,700	29,700	19,200	1,920	21,120	13,400	1,340	14,740
200以上249以下	75%	25,000	2,500	27,500	17,800	1,780	19,580	12,400	1,240	13,640
250以上299以下	76%	24,000	2,400	26,400	17,100	1,710	18,810	11,900	1,190	13,090
300以上399以下	77%	23,000	2,300	25,300	16,400	1,640	18,040	11,400	1,140	12,540
400以上499以下	78%	22,000	2,200	24,200	15,700	1,570	17,270	10,900	1,090	11,990
500以上699以下	80%	20,000	2,000	22,000	14,200	1,420	15,620	9,900	990	10,890
700以上999以下	83%	17,000	1,700	18,700	12,100	1,210	13,310	8,400	840	9,240
1000以上	87%	13,000	1,300	14,300	9,300	930	10,230	6,400	640	7,040

表3

工数の区分	工数	金額（税抜）	消費税(10%)	金額（税込）
A	1	12,100	1,210	13,310
B	3	36,300	3,630	39,930
C	7.5	90,750	9,075	99,825
D	15	181,500	18,150	199,650

	品目	A	B	C	D
1	プレス機械又はシャーの安全装置	寸法検査	運動時間の測定、作動確認（有効距離の確認、連続遮光幅、模擬故障時の作動等）	該当なし	該当なし
2	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置	すべての試験	該当なし	該当なし	該当なし
3	防爆構造電気機械器具	該当なし	C以外の試験	保護等級試験、熱的試験（温度試験、拘束試験等）、爆発性ガス・蒸気を使用する試験（爆発試験、火花点火試験等）、内圧防爆構造の試験（ただし、圧力に関する試験を除く）	該当なし
4	木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置	すべての試験	該当なし	該当なし	該当なし
5	交流アーク溶接機用自動電擊防止装置	落下試験、耐電圧試験、絶縁抵抗試験、作動試験（始動感度、始動時間、運動時間の確認）	該当なし	温度試験	該当なし
6	絶縁用保護具	耐電圧試験、寸法検査	強度試験	該当なし	該当なし
7	絶縁用防具	耐電圧試験、寸法検査	強度試験	該当なし	該当なし
8	保護帽	耐貫通性試験、寸法検査	該当なし	衝撃吸収性試験	該当なし
9	動力により駆動されるプレス機械	スライドの状態確認（通常時、上下限界時等）、状態の確認（キースイッチの有無、急停止ボタンの位置等）	急停止時間（距離）の確認、作動確認（通常運転、模擬故障時の作動試験等）、寸法検査	該当なし	該当なし
10	呼吸用保護具（防じんマスク、防毒マスク、電動ファン付き呼吸用保護具）（注2）	吸気抵抗試験、排気抵抗試験、排気弁の作動気密試験、二酸化炭素濃度上昇値試験、通気抵抗試験、騒音試験	引張試験、気密試験、吸収缶の気密試験、内圧試験、最低必要風量試験、流量試験	該当なし	粒子捕集効率試験、漏れ率試験、最大流量での漏洩濃度試験

注1 工数は適用する試験すべての合計とする。

注2 防毒マスクの除毒能力試験は、工数60とする。電動ファン付き呼吸用保護具の除毒能力試験（試験前の振動含む）は、工数70とする。

注3 試験条件の設定は、試験の工数に含まれる。

注4 交流アーク溶接器用自動電擊防止装置の開閉試験は、工数40とする。

注5 耐光性試験については、工数109とし、複数条件の場合、1条件ごとに工数27を追加する。

注6 熱安定性試験は、環境試験装置の稼働時間に対して1時間あたり330円（税抜）を加算する。

注7 立会試験の場合、工数の区分に限らず154,000（税抜）/日とする。